

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、該当ページまで移動します。

出席議員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 1 会議録署名議員の指名 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
委員会審査報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第 2 認定第 1号 平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について ・・・・・・	6
第 3 認定第 2号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第 4 認定第 3号 平成29年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7
第 5 認定第 4号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第 6 認定第 5号 平成29年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について ・	8
第 7 認定第 6号 平成29年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	9
第 8 認定第 7号 平成29年度利府町水道事業会計決算の認定について ・・・・・・	9
第 9 議案第62号 平成29年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について ・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第10 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件 ・・・・・・	10
第11 委員会の閉会中の継続調査の件 ・・・・・・・・・・・・・・・・	18

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成30年9月利府町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（18名）

1番	伊藤 司 君	2番	鈴木 晴子 君
3番	西澤 文久 君	4番	後藤 哲 君
5番	小渕 洋一郎 君	6番	安田 知己 君
7番	木村 範雄 君	8番	土村 秀俊 君
9番	吉岡 伸二郎 君	10番	高久 時男 君
11番	鈴木 忠美 君	12番	伊勢 英昭 君
13番	永野 涉 君	14番	遠藤 紀子 君
15番	渡辺 幹雄 君	16番	郷右近 隆夫 君
17番	及川 智善 君	18番	櫻井 正人 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊谷 大 君
副 町 長	伊藤 三男 君
総 務 課 長	折笠 浩幸 君
政 策 課 長	櫻井 昭彦 君
財 務 課 長	高橋 三喜夫 君
税 務 課 長	阿部 智子 君
町 民 課 長	伊藤 智 君
生 活 安 全 課 長	櫻井 浩明 君
保 健 福 祉 課 長	伊藤 文子 君
子 ども 支 援 課 長	菅井 百合子 君
都 市 整 備 課 長	菅野 勇 君
産 業 振 興 課 長	

平成30年9月定例会会議録（9月14日金曜日分）

兼農業委員会事務局長	阿 部 義 弘 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 啓 義 君
収 納 対 策 室 長	鈴 木 真由美 君
文化複合施設推進室長	庄 子 敦 君
会計管理者兼会計室長	小 幡 純 一 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 次 長	佐 藤 博 昭 君
教 育 総 務 課 長	庄 司 幾 子 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 徳 光 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
監 査 委 員 事 務 局 長 兼選挙管理委員会事務局長	庄 司 英 夫 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴 木 則 昭 君
主 幹	土 屋 俊 介 君
主 任 主 査	利 玲 子 君

議 事 日 程 （第4日）

平成30年9月14日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 平成29年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 5号 平成29年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 6号 平成29年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 7号 平成29年度利府町水道事業会計決算の認定について

- 第 9 議案第62号 平成29年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 第10 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件
 - 第11 委員会の閉会中の継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） ただいまから、平成30年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、15番渡辺幹雄君、16番郷右近隆夫君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

諸般の報告

○議長（櫻井正人君） 会議に先立ち、諸般報告を行います。

9月12日に開催された議会運営委員会において、正副委員長が交代し、委員長に渡辺幹雄君が、副委員長に後藤 哲君が就任しております。

以上で諸般報告を終わります。

日程第2 認定第1号 平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 平成29年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 平成29年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 平成29年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第7号 平成29年度利府町水道事業会計決算の認定について

○議長（櫻井正人君） 日程第2、認定第1号 平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、認定第7号 平成29年度利府町水道事業会計決算の認定についてまで、議事の都合上一括議題とします。

本案について、**決算審査特別委員長の報告**を求めます。決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（吉岡伸二郎君）

利府町議会議長 櫻井正人殿

決算審査特別委員長 吉岡伸二郎

委員会審査報告書

認定第1号 平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第2号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第3号 平成29年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第4号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第5号 平成29年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第6号 平成29年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第7号 平成29年度利府町水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。

以上、報告いたします。

○議長（櫻井正人君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに案件ごとに討論、採決いたします。

初めに、認定第1号 平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより**認定第1号 平成29年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について**を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。最初に、反対討論。6番 安田知己君。

○6番（安田知己君） 認定第2号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対いたします。

反対討論は、先ほど決算審査特別委員会で述べていますので、省略いたします。

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。5番 小渕洋一郎君。

○5番（小渕洋一郎君） 認定第2号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成いたします。

討論は、先ほど決算審査特別委員会で述べましたので、省略いたします。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成29年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成29年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成29年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成29年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成29年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成29年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成29年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成29年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成29年度利府町水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第7号 平成29年度利府町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第9 議案第62号 平成29年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（櫻井正人君） 日程第9、議案第62号 平成29年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第62号 平成29年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件

○議長（櫻井正人君） 日程第10、総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長及び教育民生常任委員長から、所管事務調査した事件について報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会の報告を受けることに決定いたしました。

総務財務常任委員長の発言を許します。総務財務常任委員長。

○総務財務常任委員長（吉岡伸二郎君）

利府町議会議長 櫻井正人殿

総務財務常任委員長 吉岡伸二郎

委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

1、調査事件。「協働のまちづくり」について。

2、調査目的。本町は、「利府町総合計画」における「まちづくり」の基本構想に、「町民との協働の推進」を掲げ、「協働のまちづくり」を進めている。しかしながら、近年少子高齢化や地域コミュニティーの形骸化などにより、行政の役割も大きくなってきている。また、地方分権が進み、これまで以上に地方自治体の自己決定・自己責任による魅力あるまちづくりが求められる中、行政だけでは解決できないものがふえてきている。このことから、町民と行政が共通課題に対し、互いに協力し合いながら取り組む「協働のまちづくり」実現に向け、調査・研究することといたしました。

3、調査経過につきましては、昨年11月28日政策課への町の現状等につきまして聞き取り調査を行い、本年1月と5月に先進地視察を行いました。

4、調査結果。2ページ目をお開きください。2ページ目「町の現状」と3、4ページ目の「町の今後の取り組み」については、お目通し願います。

5ページをお開きください。

5、「課題」及び「意見」。町の現状、また先進地視察を受けまして、本町としての協働のまちづくりへの課題を3点とし、それぞれの課題に対しまして委員会としての提言を申し上げます。

（1）協働のまちづくりへの行政・町民の意識啓発。

課題。これまでの行政主導のまちづくりから、町民の意思に基づく町政運営と町民主体のまちづくりへと変えていくには、行政、町民の「協働のまちづくり」への理解がなければ進まないと考えます。行政としては、全庁的な職員の協働に対する理解度が重要であります。職員が協働のまちづくりに対してどのような理解を示し、意識を抱いているのか、職員間の意識の温度差はないのか、現状を把握する必要があると考えます。町民としては市民活動の参加の場を提供してもそれにかかわってくるのは特定の人に限られ、リーダー的な存在となる人材も不足しております。地域においては地域の課題解決に重要な役割を担っている行政区組織の世代間の意識の違いや、価値観の多様化による組織への参加意識の低下などの問題があります。

7ページをお開きください。

この課題につきまして、3点の意見、提言を申し上げます。

1) 全職員への「協働のまちづくり」に関するアンケート調査の実施。

アンケート調査により職員の協働のまちづくりに対する意識レベルや理解度を把握することができ、今後の施策の展開に活用できると考えられることから、アンケート調査を実施するよう図られたい。

2) 「協働のまちづくり」担当職員の庁舎内公募による配置。

先進地視察からもやる気のある職員を公募し、長期間配置することは協働のまちづくりを進めるには重要であると考えます。本町としても協働のまちづくりの担当職員を庁舎内公募により選出し、可能な限り長期間配置するよう図られたい。

3) イベントを通し住民の協働のまちづくりへの意識を啓発できるような取り組みを図られたい。

8ページをお開きください。

次に、2つ目の課題。（2）協働を具現化するための仕組みの構築。

利府町総合計画では「町民、地域、企業等と行政とが創意と力を集結し、協力、連携する魅力あるまちづくりを推進する」と掲げられておりますが、十分な体制整備は図られていない状況であります。本町においては、さまざまな分野で町民との協働が行われておりますが、町民、行政ともに組織の縦割りの仕組みの中で行われております。縦割りの組織を横につなぐ仕組みづくりが協働のまちづくりを進めるには必要であると考えます。

10ページをお開きください。

協働を具現化するための仕組みの構築として、3点の意見、提言を申し上げます。

1) 「横のつながりの仕組み」の構築。

町民と行政が信頼関係を今まで以上にさらに深めるには、横のつながりの仕組みの構築が必要であると考えます。大崎市などの取り組みから本町としても横のつながりの仕組みとして下記の取り組みを図られたい。

住民同士、地域の団体など横のつながりの仕組みとして「地域づくり委員会」の発足。

地域に関係する行政機関で組織する「地域支援企画会議」の発足。

庁舎内各部署が地域づくりのために連携し合う「地域づくり関係課調整会議」の発足。

上記3組織を緩やかにつなぐ「ゆるやかな協議体」の発足。

11ページをごらんください。

2) 町民活動サポートセンターの設置。

町民活動のサポートとして町民活動相談窓口の充実、町民活動の事務所的機能等が整備された活動拠点としての「町民活動サポートセンター」の整備が必要である。サポートセンターを設置することにより参画しやすい体制が整い、町民活動が活発化し、協働によるまちづくりが推進されると考えられる。このことからサポートセンターの設置検討を図られたい。12ページをお開きください。

3) 「まちづくり支援事業補助金交付事業」の拡充。

この制度は、町民への周知が十分とはいえず、毎年申し込み団体数も少ない現状である。事業の見直しについて町で検討中であるが、周知方法、見直しについて下記の内容で図られたい。

3つ目の課題。「協働のまちづくり条例」制定の必要性。

協働のまちづくりを進めていくには、町民、地域、企業、行政がそれぞれ対等の立場で役割と責任を明確にし、さまざまな領域において互いの特徴を生かしながら進めていくことが必要である。今までもさまざまな分野において協働は行われているが、協働の基本原則というべき目的・課題の共有・対等な関係性・自主性・自発性の尊重等、信頼関係を深めながら行う協働事業の取り組みが少ない現状であり、お互いの役割が不明瞭な状況である。

13ページをお開きください。

協働のまちづくり条例制定の必要性について、2点意見を申し上げます。

1) 町民、行政がそれぞれの役割を明確にし、円滑に協働を進めるため「協働のまちづくり条例」を制定。

視察した3市の協働のまちづくりに関する条例の制定状況から鑑みると、詳細な部分までの取り決めがあることにより「取り組みにくさ」につながっている部分も一部見られた。しかしながら、町民と行政がお互い対等のパートナーとして認め合い、継続的な協働を確保していくには、明確なルールづくりが必要である。それぞれの役割を明確にし、円滑に協働を進めるためには、条例制定が必要であると考えられることから、条例制定を図られたい。

2) 「まちづくり大学」の中で協働のまちづくり条例制定の必要性を町民と話し合う場を持つ。

条例制定については、住民の意見も必要との観点から、現在開催されている「まちづくり大学」でのワークショップの中で協働のまちづくり条例制定の必要性について住民と話し合

う場を持つことを提案したい。協働は人と人とのつながりであり、人の心の通う顔の見える関係づくりが重要である。条例の内容は理念的な形にとどめ、心の通う関係づくりに努力すべきであるとして加えたい。

以上であります。

その他割愛させていただきました文章につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 次に、産業建設常任委員長の発言を許します。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木忠美君）

利府町議会議長 櫻井正人殿

産業建設常任委員長 鈴木忠美

委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

産業建設常任委員会での調査事件としては、道路の整備及び維持管理についてということで取り組みました。

調査目的は、本町は、国道45号線、県道8号仙台松島線通称利府街道、塩釜吉岡線など、県内の幹線道路が通っていることや仙台市に隣接していることから、車の交通量が非常に多く、それに加え、土地区画整理事業や大型店舗の相次ぐ進出により、渋滞問題は今以上に深刻化することが予想される。

また、町道については、路面の傷みが激しく補修工事が必要な道路や安全面から交差点の改良が必要な箇所も多く見られる。さらに、利用者が多いにもかかわらずいまだ整備されない未舗装の生活道路もある。

以上のようなことから、本委員会としては、渋滞問題解消のための道路整備や適切な道路維持管理について調査することを目的としました。

調査経過については、9月15日に調査項目の協議をし、以後11月にまず都市整備課から現状ということで聞き取り調査を行っております。資料については3ページから12ページのほうにございます。

1月22日には現地調査ということで、町内8箇所を現地調査しております。資料については8ページに入れてあります。

それから、先進地視察ということで5月15日に埼玉県越谷市と福島県いわき市を視察しております。資料は17ページから22ページのほうに入れてあります。

8月10日に現地調査ということで、これは新中道土地区画整理事業を視察しております。資料は8ページのほうに入れてあります。

よって、今お話ししたとおり3ページから14ページまでは現地視察あるいは視察等の資料を入れてあります。

次に、15ページをお開きください。

これらに基づきまして、産業建設常任委員会の課題及び意見として、3つを定めました。

1つ目の計画的な道路整備及び維持管理について。

課題として、町内の県道や町道はこれまで計画的に整備補修が図られてきているが、大型商業施設の進出で交通量がふえ、交通渋滞が常態化している。今後、新中道地区土地区画整理事業に伴う新たな大型商業施設の開業も予想されていることから、さらなる交通量の増加が見込まれる。交通渋滞の解消や歩行者等に対する安全面での配慮から、より一層の道路整備が必要であり、計画的な都市計画道路の整備が求められている。

意見・提言といたしまして、①として都市計画決定済みの都市計画道路の確実な施工を望む。また、区画整理事業の施工などの情勢の変化に伴う新たな土地計画道路を検討すべきである。

②として、道路の劣化状況や交通量等に応じた計画的な道路維持管理を推進すべきである。

課題と意見の2項目として、交通渋滞対策のための道路整備について。

課題として、本町は昭和42年に町政が施行され、昨年で50年の節目を迎えた。当時は8,000人弱の人口で交通量も少なく、交通渋滞は全く考えられなかったが、仙台のベッドタウンとして団地が次々と開発され、約3万6,000人と当時の4.5倍と大きく変わった。それに伴い、町内の車保有台数、車利用者が大幅に増加しているが、道路整備は以前と比較すると大きく変わっていない。

例として、団地から県道8号線までの道路は、片側1車線で、朝夕の交通渋滞は慢性化している。また、県道8号線は、神谷沢地区から森郷地区までは片側2車線であるのに対し、森郷地区から赤沼地区経由松島方面は、片側1車線路線で必然的に交通渋滞が発生する。

意見・提言といたしまして、交通量調査を実施し、通行量に見合った道路斜線の拡幅、新設道路整備、交差点の改良を推進すべきである。

渋滞の解消を図るために町、宮城県、警察、企業による交通渋滞対策協議会の設置を検討す

べきである。

3つ目として、交差点の改良について。

課題として、新中道地区土地区画整理事業や文化複合施設の建設など、交流人口の推移を見きわめる有効で安全な道路利用を適切に進めなければならない。いずれも既に関係機関と協議し整備を実施されているが、交通量の増加に伴い交差点の改良により交通渋滞や交通安全につながると考えられる。

意見・提言といたしまして、①在加瀬線と新河原車両基地の交差点は、新中道地区の開発に伴う住宅地の整備に伴い、交通量の増加が見込まれる。アンダーパス内は暗く通過車両を見落とす危険があることから、アンダーパス内照明設備の改良と注意喚起の看板の設置を検討すべきである。

2つ目として、高嶋交差点は、変形した丁字路交差点の上、渋滞箇所であった。27年から交差点改良工事により大きく改善しつつある。着実な工事の進捗による整備を推進すべきである。

③として、文化複合施設整備に伴う交差点は、駅前から北上する幹線道路と利府街道との接続部分の交差点改良には左折レーンの増設、各方面からの円滑なアクセス確保と駐車場への誘導を行うための道路標識を設置すべきである。

以上3点について産業建設常任委員会ではご提案を申し上げるところであります。

なお、中身については省いたところもございますので、資料をごらんになってください。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育民生常任委員長の発言を許します。教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（木村範雄君）

利府町議会議長 櫻井正人殿

教育民生常任委員長 木村範雄

委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

1 ページをごらんください。

調査事件。ICT教育について。

2、調査目的。ICT教育については全国的にICT教育の普及が進む中で、子どもたちに効果的な教育を受けさせるためにも重要な課題である。

これからの社会情勢に対応していくためには、ICT教育を推進することは重要であると捉え、より有効な教育の実現のために利府町におけるICT教育のあり方の提言に向け調査研究することとした。

調査経過はごらんください。

4、調査状況。本町のICT教育の状況。2ページ、3ページにタブレットを活用した事業の実施状況を書いてあります。各学校で取り組んでいて、ただ、タブレット保有台数がゼロの学校が5校もあるというところをこれからの課題としていきたいと思っております。

また、学校内のICT教育の調査ということで菅谷台小学校の授業を視察しております。4ページ、5ページでその部分を述べております。タブレットICT機器では、タブレットパソコン教員用、あとは大型テレビ、プロジェクタースクリーン等を使って教育を行ってまいりました。

6ページをごらんください。

5、課題及び意見（提言）。教育民生常任委員会として平成29年9月定例会から平成30年9月定例会までICT教育についての調査を行い、以下のとおり町に提言したいと思います。

ICT教育の効果の検証では「意見」の部分で、アの「適応学習」からカの「データによる児童生徒の個別観察ができる」まで6点について効果を確認をしてきました。

この調査からも学校教育においてICT教育の必要性は十分に感じられる。平成32年度から小学校にプログラミング教育が導入されることになり、その面からも町としては速やかな対応が必要と考える。国でもICT教育が児童生徒の学力向上に効果があることを述べている。

町は部分的に対応を進めているが、学校全体が取り組むことによる効果を検証するとともに、そのために必要な対応をどうするのかを定め、進めていくべきである。

7ページをごらんください。

（2）ICT機器等導入の経費について。

課題としては、どうしても必要な事業費が出てきますけれども、「意見」（提言）で、多額の経費を町が単独で整備することは非常に困難である。先進地視察研修で行った福島県新地町では、国や県の補助金を確保し、この事業に充てている。また、埼玉県戸田市では72の企業と提携を結び、共同研究の形態にすることにより、大幅な経費削減が可能となりました。

これらの事例は本町に当てはまらないが、平成32年度から小学校に導入されるプログラミング教育に向けての環境整備は必ず必要なことであります。

先進自治体の事例を検証しながら、早急に補助枠の確保、支援事業や起債等の活用を検討し、できることから進めていくべきであります。

8ページ、（3）ICT教育のための人材育成について。

この課題では、ICT教育を進めていくための人材が必要だということを述べております。

意見（提言）。Miyagi Touchの活用を含むICT機器を操作する教員への講習会を行うとともに、町独自でICT教育支援員の採用をしていくべきであります。また、平成30年11月14日に福島県新地町で「ICT活用発表会」が開催される。教育委員会としてもよい機会と捉え、参加を検討すべきであります。

最後に、ICT教育を進めている自治体では、教育長、首長がリーダーシップを発揮し、推進していることも確認してきました。ICTを活用する教育については、平成32年度の学習指導要領の改訂にあわせて効果の検証、事業費の算出、人材育成を進めていくことを提言いたします。

9ページ、10ページ、11、12ページ、13ページの埼玉県の戸田市まで、視察の報告を記載しておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井正人君） これで、総務財務、産業建設、教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件を終わります。

日程第11 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（櫻井正人君） **日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から目下調査中の事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年9月定例会会議録（9月14日金曜日分）

平成30年9月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆さん、当局の皆さん、御苦労さまでした。

午前10時36分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成30年9月14日

議 長

署名議員

署名議員